

令和5年度 エネルギー産業創出促進事業補助金「デジタル技術関連ビジネスの実証実験」 Q&A

令和5年8月1日現在

No.	質問	回答	質問受付日
1	既に実証実験を進めている場合でも申請は可能か。	申請可能です。 ただし、補助対象経費は公募要領P3に記載のとおり、補助金交付決定日以降に、発注、購入、契約等を行い、補助事業実施期間中に支払いが完了し、かつ証拠書類によって金額等が確認できる経費となります。交付決定日より前に発注や契約行為を行ったもの、補助事業完了日（令和6年3月29日）後に支払いを行ったものは、補助の対象外となりますのでご注意ください。	7月18日
2	社内でスマートグラスを活用する機会が増えている。スマートグラスの購入費は対象となるか。	実証実験を行うために必要であると認められれば補助対象となります。自社内の業務改善やサービス提供等を目的としてスマートグラスを購入する場合は、その費用は補助対象経費には該当しませんのでご注意ください。	7月18日
3	補助事業を実施する中で、事業経費が変更になる場合はどうしたらよいか。	公募要領P7の8(2)に記載のとおり、補助事業の経費区分の金額を変更する場合は、事前に、エネルギー産業創出促進事業補助金交付要綱の「補助事業の内容・経費配分の変更承認申請書（様式第2号）」を府産業創造課に提出し、知事の承認を得る必要があります。 ただし、変更後の金額が変更前と比較して20%以内の変更である場合、申請書の提出は不要です。	7月18日

※なお、本事業へのご質問については、公募要領6ページに記載のとおり、令和5年8月21日（月）午後6時までに受け付けたご質問を産業創造課ホームページで回答いたしますが、ご質問の内容に適切に対応させていただくため、回答時間のご指定には応じられませんので、ご了承ください。